

産業能率大学大学院は、厚生労働大臣より「専門実践教育訓練指定講座」の認定を受けています。

【専門実践教育訓練給付金について】

産業能率大学大学院 総合マネジメント研究科総合マネジメント専攻では、経営管理コースをはじめ全てのコースにおいて、厚生労働大臣より「専門実践教育訓練指定講座」の認定を受けています。

産業能率大学大学院に入学する方で、「専門実践教育訓練給付」支給対象（受給資格）の条件を満たす方は、ご自身でハローワークに申請することにより、お支払いいただいた大学院の学費（※）の最大70%（最大112万円）を給付金で賄うことが可能です。

なお、2025年4月入学生で、訓練修了後（大学院を2年間で修了した後）の賃金が、受講開始前（入学前）の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%（年間上限8万円）がさらに追加で支給されます。この場合は、学費の最大80%（最大128万円）の給付金を受けることが可能です。

（※）初年度は入学金も含まれます。

【給付金額（本学大学院の場合）】（2025年4月入学生から適用）

費用Data	1年目		2年目	学費合計	厚生労働省 専門実践教育訓練給付金 (最大)	実質負担額
	入学金	学費	学費			
一般入学	¥265,000	¥750,000	¥750,000	¥1,765,000	¥1,280,000	¥485,000

(給付金が最大の場合)

【教育訓練給付金支給申請手続】

手続は本人が、本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。
受講前の申請手続は、受講開始日の原則2週間前までに行う必要があります。申請手続期限には注意してください。

詳しい申請手続の方法については、[ハローワークインターネットサービス 教育訓練](#)で、必ず確認してください。

◆ハローワーク所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

<注意事項>

1. 専門実践教育訓練給付金は入学後にお支払いいただいた大学院の学費が対象となります。（入学前に）単科目履修を受講された場合、当該受講料は対象となりませんので、ご注意ください。
2. 入学後、休学、退学、留年など理由を問わず修了の見込みがなくなった支給単位期間以降、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

【例】修了要件（経営管理コース）

専門実践教育訓練給付金の受給：2年間で以下の修了要件単位数を取得し、修士論文等試験に合格することが必要です。

修了要件単位数

科目群		選択必修	選択
コース 共通科目	マネジメント理論	6	18
	マネジメント・ケーススタディ	—	
	マネジメントの視座とスキル	—	
戦略的マネジメントの実践		—	
経営管理研究		6	
小計		12	18
合計		30	